

# 第 26 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第26回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信  
会議日時 令和4年11月28日 午後2時00分開会  
会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第3号 農地法の適用外であることの証明願について  
日程第7 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について  
日程第8 議案第5号 大船渡農業振興地域整備計画の農地利用計画変更について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 9名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
7番	鈴木 力男君	8番	及川 建則君
9番	熊谷 玲子君		

### （農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（0名）

事務局出席者

局長 小松 哲 君  
主事 菅野 由夏君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第26回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。初めに6月にスタートしました農地パトロール、現地の確認等、いろいろあったと思いますが、大変お疲れさまでした。御努力に感謝を申し上げます。

それから、11月9日に開催されました岩手県農業委員会大会であります。そこで表彰される部門で現地活動を積極的に展開されている委員を紹介する部門で、県下10人なんでしょうが、大船渡市から畑中圭吾推進委員、村上優司推進委員、それから熊谷玲子農業委員が表彰されました。日頃の活動が認められたものと思います。敬意を表したいと思います。そして、感謝を申し上げたいと思います。おめでとうございます。

本日は結構な案件がございます。どうか慎重審議のお願いを申し上げまして、挨拶を終わります。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名全員であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第25回総会以降の経過報告です。10月31日、地域農業マスタープラン実践塾①が開催され、藤原会長、中村農業委員がウェブで参加しております。11月9日、令和4年度岩手県農業委員会大会が開催され、藤原会長外事務局を含め8名で参加しています。この場で大会表彰が行われ、農業委員会活動表彰の農地利用最適化推進活動部門で、先ほど会長が挨拶で申されたとおり、村上優司推進委員、畑中圭吾推進委員、熊谷玲子農業委員が受賞されました。また、全国農業新聞部門で藤原会長が受賞されております。さらに、永年に渉る全国農業新聞の普及推進実績が認められ、全国農業会議所会長特別表彰を県内で唯一、藤原会長が受賞されております。11月11日、地域農業マスタープラン実践塾②が開催され、中村農業委員、浅野推進委員がウェブで参加しております。11月17日、令和4年度大船渡湾水環境保全計画推進協議会に金野農業委員が出席しています。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。11月30日、令和4年度農業者年金加入推進セミナーに藤原会長がウェブで参加予定です。12月1日、全国農業委員会会長代表者集會に藤原会長がウェブで参加予定です。12月2日、戸田市長退任式に藤原会長が出席予定です。12月5日、令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会にウェブで参加を予定しております。12月6日、令和4年度農業経営者セミナー（認定農業者交流研修会）に参加予定です。12月7日、地域農業マスタープラン実践塾③にウェブで参加予定です。12月18日、令和4年度けせん地方就農相談会に参加を予定しております。次回

の第27回総会は12月27日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。行事等でご不明な点につきましては事務局までお問い合わせ願います。私からは以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には6番の中村亨農業委員、7番の鈴木力男農業委員を指名します。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1番、登記地目は田、現況地目は畑、面積は137㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理は11月9日であります。番号2番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は合計で5,053.53㎡。権利を取得した理由は相続。届出及び受理の日付は10月27日であります。議案書3ページをお開きください。番号3番、登記地目は畑及び田、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は合計で5,716㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月28日となっております。議案書4ページをお開きください。番号4番と5番は、土地所有者の死亡に伴い、その配偶者と子供が相続した案件となります。番号4番、登記簿地目は田及び畑、現況地目は宅地及び畑、面積は合計で591㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月25日であります。次に番号5番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は78㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月25日あります。次に番号6番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は合計で1,166㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月19日となっております。以上です。

○議長（藤原重信君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（佐々木浩久君） 議案書5ページをお開きください。議案第1号農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は1,040 m<sup>2</sup>。権利区分は贈与。贈与の理由は、現所有者が市外在住で、当該農地を適切に管理することが難しく、鹿などの出没地となっていたため、当該農地の近隣に住む譲受人に所有権を移転して管理してもらいたいというふうを考え、譲受人は柿や柚子などの果樹を栽培するために取得することとなったということでございます。続いて番号2番、地図は2ページをご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は1万3,295 m<sup>2</sup>。権利種別は使用貸借。貸借の理由としては、これまでも同様に貸借していたものを10年間の貸借期間満了によって再度申請を行う必要が生じ、借受人は野菜や果樹の栽培のために活用するというところでございます。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区末崎地域尾形キヨシ推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形キヨシ君） 推進委員の尾形です。議案第1号1番について11月23日、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図の1ページです。譲受人に現地でお話を伺いました。所有者は遠い親戚であり、市外在住で管理も難しいため、申請地の近くに譲受人の山があり、時々周囲の草刈りをしていたということで、譲渡したいという話になったそうです。譲渡人からは同日夜、電話で確認。了承の返事をいただいております。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第1号2番について8番及川建則農業委員から説明をお願いします。

○8番（及川建則君） 8番及川です。議案第1号2番について説明をいたします。11月

24日現地を確認。本人が不在のため25日、電話にて確認、聞き取りいたしました。2ページの地図をご覧ください。貸付人は農業、漁業、林業と仕事を一生懸命やっておりましたが、健康を害してから農業をやめざるを得なくなりまして、また、農業者年金受給のため経営委譲して受給していたものです。今回、期間が10年経過して、期間満了により再度申請したものです。よろしくお願ひします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書6ページをお開きください。議案第2号農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図の3ページをあわせてご覧ください。登記地目は田及び畑、現況地目は畑、面積は合計で3,229㎡。権利区分は賃貸借。転用の目的は太陽光パネル設置（244枚）1,500㎡、緑地1,194㎡、法面535㎡。転用の目的は太陽光パネルの設置及び緑地として利用するというので、使用期間は許可の日から20年間となっておりますが、実質的に永年となります。土地の賃貸借料の支払いが確実であること及び工事費用の負担が確実であることは資金の残高証明書により確認しております。なお、当該農地は第2種農地に該当し、直前まで工事の資材置場などとして一時転用されていた砂利敷きとなっておりますが、本申請の借受人が現状のまま、砂利敷きのままで借受けを希望したため、当事務局から岩手県に確認した上で、農地への復旧は行わずにいる状況となっております。また、本件は転用面積が3,000㎡を超えるため、県の常設審議委員会に上程すべき案件となります。次に番号2番と3番をあわせて説明いたします。地図は4ページをご覧ください。番号2番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は247㎡。権利区分は売買。次に番号3番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は131㎡。権利区分は売買で、譲渡人及び譲受人は申請番号2番と同様であります。転用目的は番号2番の申請地に10台分の貸駐車場を整備し、近くにある共同住宅を含む近隣住民に貸し出すためと、番号3の申請地に貸家を建築するためとしております。当該土地は元々1筆であった農地を分筆整備、分譲をしているもので、今年4月にも売買で居宅を建設するため、隣接する3筆での申請を受け、許可と決定したとこ

ろでございます。当該土地は都市計画上の第1種低層住宅専用地域内にあるため第3種農地に該当し、転用に不都合はなく、また、土地購入及び駐車場と貸家の建設が確実であることは、金融機関の借入申請書の内容から確認しております。議案書7ページをお開きください。番号4番、地図は5ページになります。登記地目、現況地目ともに畑、面積は2,272㎡のうち495㎡。権利区分は賃貸借。転用の目的は工事の資材置場とするため、5年3月末までの一時転用となります。当該土地は第2種農地に該当しますが、借受人は下水道工事を請け負っているため、近隣で道路に面した土地を必要としており、当該土地を適地として選んだようでございます。それから、契約書において返却時には現状を回復することを約束していることから、立地基準及び一般基準を満たすものと考えております。次に番号5番、地図は6ページをお開きください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は117㎡。権利区分は使用貸借。なお、借受人は貸付人の孫に当たります。転用目的は、昨年8月に隣接する農地を転用して居宅を建設するとの申請があり、許可となって現在建築中ではありますが、居宅の周囲が狭く不便であり、防風のためもあって、当該農地に庭木を植栽するためとしております。当該農地は都市計画上の第1種住居地域にあたるため第3種農地に該当し、農地転用に不都合はなく、庭木の植栽にかかる費用が捻出可能であることは金融機関の残高証明により確認しております。次に番号6番及び7番をあわせて説明いたします。地図は7ページをご覧ください。番号6番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は合計で146㎡。権利区分は使用貸借。番号7番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は275㎡。権利区分は売買。以上2件の転用理由としては、現在の住まいが狭く不便なため、番号7番の申請地を取得して居宅を建築し、番号6番の申請地は居宅に至る通路として使用するためとしております。なお、当該農地は都市計画上の第1種低層住居専用地域に当たるため第3種農地に該当し、農地転用に支障はなく、また、近接する筆は農地ではありませんけれども、宅地とする筆に接する部分は休耕している状況であるため、耕作地の農地への影響はないとして立地基準及び一般基準を満たすものと見込んでおります。次に議案書8ページをお開きください。番号8番、地図は8ページをご覧ください。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は104㎡。権利区分は売買です。転用理由は、当該農地の南側に隣接する宅地及びそこに建っている建物を今回取得するところ、出入口となっている部分が農地のままであったため、今回の売買に際して転用申請をするとしております。所有者からは、農地管理を怠ったことについて始末書が提出されております。当該土地は都市計画上の第1種住居地域に当たるため第3種農地に該当し、農地転用に支障はなく隣接する農地もないことから立地基準及び一般基準を満たしているの見込んでおります。次に番号9番、地図は9ページをお開きください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は291㎡。権利区分は賃貸借で、使用期間は許可の日から4カ月間の一時転用となります。転用理由は、請け負っている橋梁工事の現場事務所として使用するためとしており、農地への復旧に関しては、契約書とは別に復旧の契約書を作成し、貸付人と合意していることを確



認しております。当該土地は農用地区域内農地に該当しますが、借受人については請け負っている工事現場の近隣で道路に面した土地を必要として当該農地を適地とし、一時的な利用であることは確実であるため、農地転用は可能な例と判断しております。次に番号 10 番、地図は 10 ページをご覧ください。10 ページの地図に適用外証明の分と 5 条申請、今回の申請の分 2 筆並んで表示しております。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は 254 m<sup>2</sup>。権利区分は売買。転用理由は、事業のための倉庫用地及び駐車場として使用するためとしておりますが、実際には以前から駐車場等として利用されてきた経緯があり、所有者から農地管理を怠ったことについて始末書が提出されております。当該土地は第 2 種農地に該当しますが、店舗から近いことが必須のため他に代替地がなく、周囲の農地も休耕状態で営農に影響を及ぼす見込みがないことから、立地基準及び一般基準を満たすと見込んでおります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 2 号 1 番について 5 番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5 番（古内嘉博君） 5 番古内です。先ほど事務局が報告したとおりの内容ですけれども、繰り返しになりますが、もう一度説明いたします。9 月頃まで資材置場として一時転用したところですが、現況は砂利が敷かれておりますが、事務局から説明があったとおりで、周囲には田畑はなく、特に問題はないと思われま。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 2 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 1 番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については、30 a を超える案件のため、岩手県の農業会議へ諮問し、異議なしとの答申を得てからの許可となることを申し添えます。

○議長（藤原重信君） 次に議案第 2 号 2 番から 4 番について大船渡地区猪川地域鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木一志君） 推進委員の鈴木です。議案第 2 号の 2 番と 3 番について報告いたします。図面のおり、2 番と 3 番の申請地は隣接しております。それぞれの譲渡人と譲受人とも同じになります。まず、2 番、この場所は今年 4 月の総会でも同地の隣接 1 箇所の転用申請があり、調査報告を行なった場所になります。調査は 11 月 22 日に実施し、関係者からの聞き取り調査は、それぞれ 24 日に電話で行なっておりま

す。申請に至った経緯などについては、譲渡人は東京都に居住しているため電話により聞き取りを行なっておりますが、図面では申請地の間に枠で表示のあるところには震災直後まで両親が住んでおりました。畑では野菜を作るなど、耕作していましたが、数年前に亡くなって、譲渡人が相続しました。当該地は両親が亡くなってからは休耕地となっており、管理は親戚に依頼して草刈り管理を行なっていました。譲渡人は県外に自宅を建ててこちらに戻ることはないので、不動産業者に依頼して宅地として譲渡する計画を進めていましたと話していました。一方、譲受人から電話により聞き取りしたところ、2番の申請地のところは取得後は貸駐車場を計画しているとのことで、隣接する共同住宅の敷地内には1世帯で1台しか置ける場所がないけれども、入居者の中には1世帯で複数の車を所有する世帯も多くなっているとの説明でした。2番についての報告は、以上です。

続いて3番の農地についてですが、場所は2番の隣接地で、譲渡人、それから、譲受人とも2番と同じになりますが、譲受人の当該農地と隣の宅地部分、図面では申請地の間に枠で表示のあるところの一部とあわせて取得して、転用理由記載のとおり貸家を建築する計画であるとの説明がありました。周辺農地への特段の影響はないものと見てまいりました。

続いて、4番についての調査結果を報告いたします。本件は、下水道工事請負に伴う工所用資材置場設置に係る賃貸借による一時転用申請です。図面に表示されているとおり、近隣の工場から直線距離で200mのところになります。申請地の右上が貸付人の住居になりますので、11月24日に自宅を訪問しましたが、不在で、電話により聞き取り調査を行いました。畑は親が亡くなってからは耕作は行わず、草刈り管理をしている遊休地です。今回、借受人から下水道工事に伴う工所用資材置場として使用したいので貸してほしいとの申し出があり、貸すことにしました。一方、借受人から同日、現地で確認しました。本件は下水道施設工事に伴うもので、転用理由に記載のとおり一時転用することについては相違ありませんとのことでした。周辺農地への影響はないものと判断いたしました。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号3番には本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号4番は本委員会の意見を許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第2号5番から8番について大船渡地区立根地域金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第2号5番につきまして11月22日、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図の6ページです。申請地は現在、新築工事中、以前に転用申請をしております土地の西脇にあります。北側は住宅地、東側は現在建設中の自宅、西側、南側は住宅地、それから、水路を挟んで店舗の駐車場になっております。現況は草刈り管理された畑であります。貸付人、借受人の代理人から聞き取りをしております。転用目的、転用理由のとおり狭く不便であり、南側からの防風も兼ねて庭木の植栽とのことでした。周辺農地への影響はないと判断をいたしました。

次に議案第2号6番、7番につきまして、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図の7ページです。10月22日に現地調査をしましたが、北側は休耕畑、東側は住宅地、南側は休耕畑、それから住宅地、西側は市道と川になっております。現況は、草刈り管理された休耕畑であります。譲渡人の代理人から11月22日、電話で聞き取りをしましたが、譲受人から申し出があり、使用貸借、これは通路部分、それから、建物を建てる部分を売却することにしたとのことでした。譲受人が仕事で不在なので、11月23日、電話で同居の母親から聞き取り調査をしましたが、転用目的、転用理由のとおり狭く不便であり、当該地を取得して自宅を建築したいとのことでした。周辺農地への影響は、周辺農地は金野さん所有の休耕畑であり、影響はないと判断をいたしました。

次に、地図の8ページになりますけれども、議案第2号8番につきまして11月22日、23日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告をいたします。11月22日に現地

調査をしましたが、北側は市道、東側は住宅地、南側は県営関谷アパート、西側は住宅地です。現況は、整備された雑種地であります。譲渡人からは11月22日、電話で聞き取りをしましたが、現況については親と配偶者が亡くなっており、経過は不明とのことで、今回、譲受人からの申し出があり、売却をするとのことです。それから、譲受人からは11月23日に自宅に訪問し、聞き取り調査をしました。転用目的、転用理由のとおり、駐車場として使用するとのことでした。周辺農地への影響はないと判断いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号6番及び7番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号6番及び7番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号6番及び7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号8番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号8番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号8番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号9番について大船渡地区日頃市地域佐藤美智子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員（佐藤美智子君） 推進委員の佐藤です。議案第2号9について、ご報告いたします。地図は9ページになります。11月22日、現地確認しました。現況は草刈りをされた雑種地です。同日、借受人に話を伺ってまいりました。申請に至った経緯ですが、橋梁補修工事のため現場事務所等を接地する場所を探していて、ちょうど良い雑種地があり、所有者にお願いしたそうです。11月24日に所有者の奥さんに電話で話を伺いました。借受人から貸してほしいと依頼されたそうです。長年耕作しておらず、今後も耕作する予定がないので、承諾したそうです。北側は公民館、西側と南側は県道と川になっております。東側は休耕田ですので、農地への影響はないものと思われれます。以上で報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号9番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号9番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号9番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号10番について番の中村亨農業委員から説明をお願いします。

○6番（中村亨君） 6番中村亨です。議案第2号10番について、ご報告いたします。譲受人のお母さんよりお話しを伺ってまいりました。譲渡人より土地を借り、倉庫の基礎をブロックに乗せた状態だが、農地でも良いという話を信じて建てていたものでしたが、それでは駄目と言われて、この際、譲渡人から土地を譲ってもらい、問題の解決を図ることにしたということでした。よろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号10番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号10番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号10番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第6、議案第3農地の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書9ページをお開きください。議案第3号農地法

の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は11ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は215㎡。非農地の事由は、相続によって現所有者の名義と当該土地は、隣接する居宅の建て直しや増築に際し、駐車スペースや庭としての利用するようになったということであり、登記地目も畑ではないと考えていたためとしております。農地の管理を怠ったことに関しては、始末書が提出されております。なお、この案件につきましては、本日の議案の農地法第3条の3の規定による相続の案件でも説明した場所になります。次に、番号2番と3番をあわせて説明いたします。地図は12ページになります。番号2番、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は1,112㎡。続いて番号3番、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は1,193㎡。非農地の事由は、当該土地は所有者の自宅兼旅館、民宿ですけれども、その東及び西側に接する土地で、番号2番の申請地は平成9年の旅館建設時期から駐車場として利用し、番号3番の申請地は傾斜地で耕作が難しく、昭和62年以前に植林して山林となったとしており、農地としての管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。また、いずれの土地についても、登記地目が畑ではないと考えていたということでもあります。続いて、議案書10ページをお開きください。番号4番、地図は戻りまして10ページをご覧ください。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は62㎡。非農地の事由は、平成6年に隣接する宅地に隣地居住者の居宅が建築された時から庭の一部として利用されており、登記簿地目も農地でないと考えていたためとしており、農地としての管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。申請地は、この申請者の住宅の前が申請地となります。今、事務局からも説明がありましたように、30年ほど前までは水田で耕作していたそうなんですけれども、どちらも亡くなって、女性だけの世帯になったということもありますし、建て替えや増築により、その際に庭敷きや駐車場として利用されていたそうです。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号2番及び3番について三陸町地区越喜来地域鈴木学推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来推進委員（鈴木学君） 推進委員の鈴木です。議案第3号2番、3番あわせて調査報告いたします。11月22日、現地を視察し、申請者ご本人から聞き取りいたしました。現地は、申請者が経営していた旅館、現在は営業していないそうですけれども、その西、東、両隣にあります。まず、2番の方の土地ですけれども、旅館が始まった当時から駐車場として利用しており、その土地の中には現在は倉庫も建っていました。周りは急傾斜地で、本当の耕作には向かないような土地だと思って見てきました。

また、西側の3番の土地については、一部下の方に平らなところもあったんですけれども、そこには倉庫が建っていましたが、ほとんどが30年から40年ぐらい経った結構な杉林になっておりまして、親から贈与を受ける以前から植林をしていたということですが、農地にはちょっと向かないような斜面だと思いました。周辺には農地はなく、影響はないと思われます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案3号2番及び3番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番及び3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号2番及び3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号4番について6番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○6番（中村亨君） 6番中村亨です。議案第3号4番について、ご報告いたします。現地は、地図10ページの先ほどと同じ所有者の土地です。所有者には4度にわたり電話をいたしましたがついに出てくれませんでしたので、隣地居住者である5条10番の譲受人のお母様よりお話を伺ってまいりました。故人ですが、譲受人の父親が自宅を建築する際、所有者より譲られて、農地と思わず宅地として利用していたもので、今回、事務所の建て替えに際して、宅地の一部が他人名義であると指摘され、同時に地目が農地であるということがわかり、所有者にお願いして申請に至ったということでした。よろしく願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号4番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第7、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書11ページをお開きください。議案第4号農地法の運用について第4（1）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

議案書12ページをお開きください。地図は13ページになります。なお、地図の最終ページに現地の写真が添付されておりますので、あわせてご覧ください。番号1番、台帳地目は畑、現況地目は原野。農業振興地域外で、面積は117㎡。耕作状態はその他となっておりますが、地形として狭隘かつ急傾斜地で、元々耕作には適さない土地であったと考えられます。次に番号2番、台帳地目は畑、現況地目は山林。農振農用地区域外で、面積は630㎡。耕作状況は荒廃地化で、以前から山林の様相を呈しており、農地に戻すことは困難な状況であります。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番及び2番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、非農地リスト1番、2番について調査の結果をご報告いたします。この事案は、農地パトロールで私の方から所有者に働きかけた事案でございます。初めに1番の申請場所ですが、13ページと、それから、最後の写真をお目通し願います。市道に接しており、台帳地目は畑ですが、現況は原野で、面積は35.4坪でございます。道路から2mぐらいのところには、タモとか網とか漁具が置いてありますが、人が上るのも大変な絶壁で、崖崩れ防止のために、樁の実を採る目的もあわせて樁が植樹されております。畑として畝一本作るのも復旧するのも難しいと判断し、申請に至ったものでございます。

次に2番でございますが、更に西側、山手方向に進んだところですが。野菜等を作ってお



りましたが、その後、事業を辞めたことから植林したとのこと。台帳地目は畑ですが、現況地目は山林で、面積は 190 坪。写真を見てお分かりのように、申請地は山林になっており、周りも山林で、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であり、所有者もご高齢で、畑として活用する意思もなく、農地に復元にしても継続して利用不可能と判断したものです。1 番、2 番についてのご審議、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 4 号 1 番及び 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号 1 番及び 2 番について、本委員会においてすべて農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 4 号 1 番及び 2 番について本委員会においてすべて農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（藤原重信君） それではここで休憩に入りたいと思います。10 分間、今 3 時 15 分ですから、3 時 25 分再開いたします。よろしく願いします。

午後 3 時 15 分休憩

午後 3 時 25 分再開

○議長（藤原重信君） 会議を再開いたします。次に日程第 8、議案第 5 号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いするわけですが、農林課の吉田主任の出席をいただいておりますので、事務局説明の後に吉田主任から今回の農用地利用計画変更に係る経緯を含めて説明をお願いいたします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 大船渡市からの説明の前に、事務局から議案の概要について説明いたします。議案書の 13 ページをご覧ください。議案第 5 号農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を別添のとおり変更することについて、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し意見を決定するものです。

本日ご審議いただく案件は、議案書 15 ページに掲載されました 6 件、8 筆についての農業振興地域から除外することについての意見を求められております。詳細につきましては、農林課担当からご説明申し上げます。

○農林課主任（吉田真央君） 農林課の吉田と申します。議案第5号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更案件について、ご協議をお願いいたします。

それでは、15 ページをお開きください。令和4年度の農用地区域からの除外申請、農振除外の手続きにつきましては、昨年度までの申請数などを鑑みて年に一度の受付とし、7月4日から15日の期間で行いました。その結果、8件の申し出がありましたが、そのうち今回ご説明いたしますのが、15ページの6件であります。残りの2件につきましては現在、県と協議中であります。申請内容については、一般住宅建築案件が2件、駐車場専用地案件が2件、擁壁敷地専用地案件が1件、資材置場及び作業場等の専用地案件が1件になります。当該申請を受けて、14 ページのとおり市長から農業委員会に対して意見書の提出を求める文書を提出しております。

15 ページにお戻りください。一覧に従い、それぞれの案件を説明いたします。1番は、面積は921 m<sup>2</sup>。登記地目及び現況地目は畑、除外理由は一般住宅建築及び専用道路整備のためです。2番は、面積は1,546 m<sup>2</sup>のうち330 m<sup>2</sup>。登記地目及び現況は畑、除外理由は駐車場整備です。3番は、2番と同じ農地になります。面積は1,546 m<sup>2</sup>のうち31 m<sup>2</sup>。登記地目及び現況地目は畑、除外理由は擁壁敷地整備のためになります。4番は、面積は1,707 m<sup>2</sup>のうち249 m<sup>2</sup>。登記地目及び現況地目は畑、除外理由は駐車場整備のためになります。5番は、面積は1,107 m<sup>2</sup>のうち521 m<sup>2</sup>。登記地目及び現況地目は畑、除外理由は一般住宅建築のためです。6番は、面積は合計で4,932 m<sup>2</sup>。登記地目はすべて畑、現況は雑種地、畑になります。除外理由は駐車場、資材置場及び作業場整備のためになります。なお、この農地につきましては、所有者が住宅火災により、自宅と作業場と計3棟を全焼した理由により、当該農地を漁具資材置場として既に使用されていることから、申請者より転末書を提出いただいた上で追加認定することになります。以上の案件になります。なお、これらの案件につきましては、県と既に事前協議済みであり、異論なしと回答いただいておりますことを申し添えます。また、全案件、隣接する農地所有者からの同意書も提出されております。以上、説明を終わります。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第5号1番について大船渡末崎地区崎地域尾形キヨシ推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形キヨシ君） 推進委員の尾形です。議案第5号農用地区域からの除外1番について、11月23日、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図14ページをお開きください。耕作されていませんが、草刈りが行われていました。周辺の状況は、東側は住宅、西側は一部分耕作畑、南側は山林、北側は市道となっており、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。所有者に聞き取りをしました。高齢の方の介護と仕事で草刈り作業も大変になってきましたので、一般住宅の建築及び専用道路の整備をしたいとのことであります。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第5号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号1番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号1番は本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第5号2番及び3番について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第5号農用地区域からの除外2番、3番について、調査報告いたします。23日午後3時頃、所有者宅を訪問し、聞き取りにお伺いしたところ、本人の希望で電話での聞き取りとなりました。地図15ページをお目通し願います。2番の申請地は、申請地東に居住する方に、3番の申請地は、申請地東、2番の方とは別の居住者に譲るための除外申請となったそうです。以上で報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第5号2番及び3番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい、5番古内委員さん。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。確認したいんですが、1,500のうち330、あと31ということなんですが、あくまでも農業振興地域から外すのが目的だと思うんですが、その残り部分については畑なりとしての利用はされているのでしょうか。以下、4番、5番もそうなんですが。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 2番、3番については、残る部分については若干坂、勾配がついているところになりますけれども、現況として農業の耕作は行なっている土地になります。4番につきましては、この図ですべて休耕畑ということになっております。申請地の部分だけが若干高い状況になっていまして、この地図の道路、網掛けになっているところの隣接する道路と同じ高さになる部分だけを使うということのようでございます。番号5番につきましては、こちら休耕畑ということになっております。以上でございます。

○5番（古内嘉博君） 分かりました。

○議長（藤原重信君） よろしいですか。その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号2番及び3番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号2番及び3番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第5号4番について2番今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番（今野八重子君） 2番今野です。議案第5号4番について、調査報告いたします。草刈り管理がされている休耕畑です。11月24日午前11時過ぎに所有者宅を訪問しました。所有者は高齢で、こういうことは義理の弟に任せているので分からない。お昼には帰ってくると言われ、午後1時過ぎに再度訪問しました。所有者の義弟と申請地を確認しながら話を聞きました。所有者の配偶者は大分前に亡くなっており、東日本大震災の数年後に夫婦で実家に帰ってきた。自家用の野菜畑が自宅の西側にあり、以前は所有者も耕作していたが、今では種を蒔く程度で、義弟が畑を耕したり、休耕畑の草刈りをしていると言っていました。申請地の東側の方が駐車場に使用したいから売ってほしいと言われたので、申請したということです。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第5号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号4番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号4番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第5号5番について三陸町地区吉浜地域菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員（菊地久寿君） 推進委員の菊地です。議案第5号農用地区域からの除外5番について、報告いたします。調査は11月25日、現地を確認し、電話にて申請者の代理人にお話しを伺いました。当該地は、一部、家庭菜園がありますが、ほとんどが保全管理された農地です。北側は申請者の宅地、東側は申請者の畑及び田、南側は市道と鉄道を挟み駅、西側は宅地となっております。申請者の子供の住宅建築にあたり、今回の申請になったとのことでした。農地除外と農地転用の手続き許可の後、速やかに住宅建築にとりかかりたいとのことでした。周囲の農地への影響は少ないと見てまいりました。報告は以上です。

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。それでは議案第5号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号4番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号5番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第5号6番について8番及川建則農業委員から説明をお願いします。

○8番（及川建則君） 8番の及川です。議案第5号6番について、説明をいたします。11月24日、現地確認し、本人不在のため25日、電話にて確認、聞き取りをいたしました。18ページの図をご覧ください。現地は、自宅の前、左右、3箇所でございます。本人は現在漁業に従事しているため、漁業用資材置場や駐車場等必要のため今回の申請となりました。自宅の上と下は住宅に囲まれていまして、農業には影響はないと思われまます。ご審議をお願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第5号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号6番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号6番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

ここで農林課の吉田主任さんは退席をいたします。大変ありがとうございました。

○農林課主任（吉田真央君） ありがとうございました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第26回総会を閉会いたします。

午後3時46分閉会